

働く障害者団体協議会ホームページ「高島歩道橋・三園陸橋問題」

都営三田線西高島平駅を利用する当会員より、下記の相談がありまして、会長・当会員と一緒に現地調査しました。

※当会員の障害名などはあえて削除しています。

記

都営三田線の北側終点、西高島平駅近くの2つの歩道橋で、自転車の無法ぶりが目に余ります。

西高島平駅近くの三園二丁目交差点にある歩道橋は、見た目は明らかに歩道橋で、バリアフリー設備として車椅子用のスロープ（角度が急なので手動車椅子では危険です）がありますが、スロープを自転車で上り、歩道橋上を自転車で走る者が多く、危険を感じます。歩道橋の幅が狭く、人が多いこともあり、安全に避けられるスペースがありません。

三園二丁目交差点から300m南にある三園陸橋は、歩道と車道が分離した道路の車道部分が塞がれ、歩道部分のみが供用されている道路で、「自転車はおりてわたしましょう」という標識がありますが、交通量が少ないこともあり、自転車を降りて押す方が少ない状態です。坂が長いのでスピードを出す自転車がが多く、歩道が狭いため危険です。

どちらの歩道橋も、交通量の多い国道17号新大宮バイパスの上を乗り越えるため、常に自動車の走行音が響き、ほぼ無音で後ろから近づく自転車に気付くことは非常に困難です。

また、スロープを上る為に加速をつける、下りを利用して加速する者が多く、平地の歩道と比べても速度が出ているため、至近距離を通過されると危険を感じます。特に、電動アシスト自転車は、スロープを容易に上り、かなり速度が出せるため、非常に危険であると感じます。

道路交通法や施行令では、自転車は軽車両として定義され、一部の例外（自転車歩道通行可の標識がある、歩道の幅が3m以上など）を除いて車道を走ることになっています。この場合も歩道上は歩行者優先です。この2つの歩道橋に関しては、道路管理者の「自転車はおりてわたしましょう」の標識がありますので、自転車で走ってはいけない部類（やむなく通行する場合は押す）に該当するのは明らかです。歩道橋は、車両が来ないからこそ、安全に道路を横断できる設備なのですが、歩道橋上で自転車を避け、自転車に接触される危険を感じて渡らなくてはならないのは本末転倒です。



自転車はおりて
わたりましょう

国土交通省
大宮国道事務所